

令和 2 年 6 月 1 日  
港湾局技術企画課

## 港湾における船舶の走<sup>そうびょう</sup>錨事故防止対策について

～港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部改正～

昨年 9 月台風第 15 号の影響により、横浜港南本牧はま道路（臨港交通施設）で起きた船舶の衝突事故（走錨）を踏まえて、国土交通省港湾局は、今後の再発防止の観点から、「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示」の一部改正を行いました。

昨年 9 月の台風第 15 号の影響により、横浜港南本牧はま道路（臨港交通施設）において、周辺に錨泊していた貨物船が流され（走<sup>そうびょう</sup>錨）、橋梁等に衝突し、橋げた等に甚大な損傷を与える事案が発生しました。

こうした事案を踏まえて、国土交通省港湾局では、これまでに海上保安庁や海事局と連携して、ハード及びソフト両方の観点から、台風等の荒天時における船舶の走錨事故防止対策の検討を行ってきたところです。

今般、ハード対策として、「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示」の一部を改正し、橋梁（臨港交通施設）を建設又は改良する場合には、船舶の走錨リスクを考慮し、必要に応じて、「橋げた」の損傷を防止する防衝設備を設置する内容を新たに追加しました。

今後はこのようなハード対策に加えて、海上保安庁が実施する台風等の荒天時における船舶の錨泊制限等のソフト対策とも連携しつつ、港湾における船舶の走錨事故防止対策に努めて参ります。

また、昨年事故が起こった横浜港南本牧はま道路においては、今年度、橋げたの損傷を防止するための防衝設備を整備します。

- ・ 別添 1：港湾における船舶の走錨事故防災対策
- ・ 別添 2：港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部改正に関する資料

### 【問い合わせ先】

国土交通省港湾局技術企画課技術監理室 井上（いのうえ）、杉浦（すぎうら）  
電話 代表：03-5253-8111（内線 46612、46632）、直通：03-5253-8682